

入学する小学校の変更をお考えの皆さまへ

福山市では原則、居住している学区の学校に入学することとなっていますが、入学する学校の変更を希望する制度として、「学校選択制度」と「指定学校変更申立」の2つの手続があります。変更を希望する理由がどちらに該当するか確認の上、手続を行ってください。(学区の学校に入学する場合は手続不要です。)

① 学校選択制度

【小学校】(常石ともに学園・広瀬学園小学校を除く。)

居住している学区の小学校等よりも隣接している学区の小学校のほうが近距離である場合。

【義務教育学校】(鞆の浦学園・想青学園)

教育内容や部活動等の義務教育学校の特色をもとにその義務教育学校を希望する場合。

※児童生徒が自力で通学(自転車による通学は後期課程の生徒に限る。)できる、または、保護者の責任において送迎できること。

受付期間:10月25日(火)から11月14日(月)まで

申請方法:電子申請、郵送による申請、学事課(市役所本庁舎13階)窓口での申請

実施要領等は学事課ホームページで確認できるほか、学事課、各支所市民サービス課(松永・北部・東部・神辺支所)、沼隈支所、新市支所、福山市立小学校・中学校・義務教育学校で配付します。

② 指定学校変更申立 (受付開始:10月3日(月)から)

やむを得ない事情により、居住している学区の学校に通えないため、それ以外の学校への就学を希望する場合。申立を行い、許可基準を満たしている場合に限りです。

【許可基準の一部】

就学希望校の学区内に新築中・転居予定のため、近い将来転居することが確定しており、あらかじめ転居先の学区内の学校に就学をする場合。(転居先住所の契約書等が必要。)

保護者の就労等で、児童生徒の保育施設等(祖父母宅を含む。)がある学区内に就学する場合。(就労証明書および預かり承諾書が必要。)

教育的配慮が必要と認められる場合。(所属している幼稚園長、保育所長、認定こども園長等の意見書が必要。)

就学希望校に兄弟姉妹が在籍している場合。(児童の入学時に卒業している場合は除く。)

受付場所:学事課(市役所本庁舎13階)、各支所市民サービス課(松永・北部・東部・神辺支所内)、沼隈支所、新市支所、内海支所

■①に該当する

→学校選択の申請を行ってください。

※実施要領を必ずご一読
ください。



■②に該当する または ①および②の両方に該当する

→指定学校変更申立を行ってください。

詳しくは学事課にお問い合わせください。

学事課:084-928-1169

